

戦争法廃止、消費税増税反対の署名を集め、会員・読者を増やしましょう！

名古屋北部民商ニュース

2016年9月26日(月)発行

No.202

名古屋北部民主商工会

名古屋市北区大野町三丁目19番地

TEL (052) 915-8111 FAX (052) 915-8114

E-MAIL jimukyoku@hokubuminsho.st1.jp

名古屋北、名古屋西税務署と交渉 『事前通知は文書で行え』と要請



9月13日(火)午後3時より、北税務署と交渉を行い、安藤会長、井浪、加藤両副会長、事務局3名が参加しました。北税務署は、長瀬総務課長、課長補佐、個人課税第一統括官、徴収部門統括官が対応しました。

まず初めに、「国税通則法74条の9は税務調査にあたり『税務署長は：(中略)：通知する』と事前通知することを定めている。事前通知を署長以外の職員ができるとする法的根拠は何か」と尋ねました。

それに対し「従来から運用上、調査担当者ができることになっている」との回答で納得のいくものではありませんが、民商側から「法律に基づいて事前通知を行うのであれば、税務署長名の文書で行うのが最も良い方法ではないか」と問いました。

「法令に反するとは思っていない」「通知の方法は法令上規定されておらず、原則電話により口頭で行うことになっている」という回答を繰り返すだけでした。

「なぜ口頭での連絡が一番良い方法と言えるのか。実際に、今回調査になった会員は電話に出られず事前通知を受けていない。文書で通知するのがお互いに誤解もなく調査を進める上で有効ではないか」と重ねて要求しました。

また、立ち合いについて「調査のなかで、税理士資格のない場合でも記帳補助者については、その帳簿内容の限りにおいて尋ねることはある」と明言しました。

納税相談については「引き続き換価の猶予についても積極的に説明し、相談に応じてほしい」と要望しました。

西税務署交渉は、9月15日(木)午後2時より北名古屋民商とともに、安藤会長、前田副会長、加納常任理事、事務局2名が参加

しました。西税務署は石川総務課長、課長補佐、個人課税第一統括官、徴収部門統括官の4名が応対し、事前通知や立ち合い問題について要望しました。

西区の調査対象者に「質問依頼について」との文書が自宅に投函されていた件で、担当署員が「事前に電話せずに来所した」と述べたことをただしたところ「個別のケースについては答えられない」と述べるにとどまりました。

ボウリングでいい汗かこう!!

名古屋北部民商・共済会では、会員同士の親睦を深め、家族ぐるみで楽しめる企画として『ボウリング大会』を開催します。こぞってご参加ください。

日時：10月29日(土)
夜7時(ゲームスタート)

場所：キャッスルボウル
(北区中丸町2-23)

参加費：2,000円(子どもも2,000円)

※共済会未加入者は3,000円

(10月20日までに加入すれば2,000円)

申込締切：10月20日(木)午後5時

1人2ゲーム

(軽食【サンドイッチ】、ジュース、貸し靴込)

参加申込は、役員または事務所(915-8111)まで

豪華(?)
景品も



15日までに集金して班、支部の役員に届けてください。
会費の集金は15日80%、月末100%になるようご理解、ご協力を!!